

「豊川市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の第2条第2項又は第4条第2項の規定に基づき、市議会の議決を経て、市長が正式に指定管理者を指定しました。

公募によらず指定した施設

条例上の規定	施設名	指定管理者	所管課等	指定期間 (満了日)
	() 内は施設数			
	[] は通称名			
第2条第2項(1) 地域住民の自主的な管理運営を確保する必要がある施設				
	御油の松並木資料館	御油の松並木資料館運営委員会	商工観光課	5年 (令和13年3月31日)
	コミュニティセンター国府市民館	国府小学校区コミュニティ推進委員会	市民協働国際課	
	地区市民館(25)	各地区市民館運営委員会		
	児童遊園(94)	各児童遊園運営委員会・各ちびっ子広場運営委員会	公園緑地課	
	野外センター	設楽町公共施設管理協会	教育委員会スポーツ課	
第2条第2項(2) 施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実現するために、特定の法人等に管理運営させる必要がある施設				
	地域福祉センター(2)	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会	地域福祉課	5年(令和9年3月31日)
	社会福祉会館[ウィズ豊川]		5年(令和13年3月31日)	
	諏訪公共駐車場(2)	株式会社本宮	市街地整備課	5年 (令和13年3月31日)
	催事場【プリオホール】		都市計画課	
	とよかわボランティア・市民活動センタープリオ	特定非営利活動法人穂の国まちづくりネットワーク	市民協働国際課	3年 (令和9年3月31日)
	とよかわボランティア・市民活動センターウィズ	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会		
第2条第2項(5) 公募を行わないことについて合理的な理由があると市長が認める施設				
	ゆうあいの里北障害者生活介護施設	特定非営利活動法人ふいーる工房	障害福祉課	5年 (令和9年3月31日)
	ゆうあいの里南障害者生活介護施設	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会		
	ゆうあいの里ふれあいセンター	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会	介護高齢課	5年 (令和9年3月31日)
	市民健康広場			
	四季の森			
	赤塚山公園に設ける公園施設	豊川市施設管理協会	公園緑地課	5年 (令和10年3月31日)
	ふれあい交流館[本宮の湯]	株式会社本宮	商工観光課	
	福祉センター[いかまい館]		介護高齢課	
	障害者入浴施設[てどり館]		障害福祉課	
	児童発達支援施設[ひまわり園]	特定非営利活動法人ゆう	子育て支援課	3年(令和11年3月31日)
計140施設				